

○法務省令第四十四号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の一部の施行に伴い、及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第六十四条の規定に基づき、更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月十日

法務大臣 小泉 龍司

更生保護事業法施行規則の一部を改正する省令

更生保護事業法施行規則（平成八年法務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この規則において「認可事業者」とは、更生保護事業法（以下「法」という。）第四十五条の認可を受けて宿泊型保護事業を営む者をいう。</p> <p>2 この規則において「届出事業者」とは、法第四十七条の二の届出をして通所・訪問型保護事業又は地域連携・助成事業を営む者をいう。</p> <p>[3・4 略]</p> <p>5 この規則において「通所・訪問型保護事業所」とは、法第二条第三項</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この規則において「認可事業者」とは、更生保護事業法（以下「法」という。）第四十五条の認可を受けて継続保護事業を営む者をいう。</p> <p>2 この規則において「届出事業者」とは、法第四十七条の二の届出をして一時保護事業又は連絡助成事業を営む者をいう。</p> <p>[3・4 同上]</p> <p>5 この規則において「一時保護事業所」とは、法第二条第三項に規定す</p>

に規定する通所・訪問型保護事業を行う事業所をいう。

6 この規則において「地域連携・助成事業所」とは、法第二条第四項に規定する地域連携・助成事業を行う事業所をいう。

〔7・8 略〕

(所管庁)

第二条 宿泊型保護事業又は通所・訪問型保護事業を営み、又は営もうとする者（地域連携・助成事業を併せ営み、又は営もうとする者を除く。）については、次に掲げるものを所管庁とし、このうち第一号に掲げるものを主たる所管庁とする。

一 〔略〕

二 更生保護施設又は通所・訪問型保護事業所の所在地を管轄する保護観察所の長

2 地域連携・助成事業を営み、又は営もうとする者（宿泊型保護事業又は通所・訪問型保護事業を併せ営み、又は営もうとする者を含む。）については、次に掲げるものを所管庁とし、このうち第一号又は第二号に掲げるものを主たる所管庁とする。

一 地域連携・助成事業の事業地域が一の保護観察所の管轄区域内である場合には、主たる事務所の所在地を管轄する保護観察所の長

二 地域連携・助成事業の事業地域が一の地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）の管轄区域内における二以上の保護観察所の管轄区域にまたがる場合には、主たる事務所の所在地を管轄する地方委員会

三 宿泊型保護事業又は通所・訪問型保護事業を併せ営み、又は営もうとする者にあつては、その更生保護施設又は通所・訪問型保護事業所

る一時保護事業を行う事業所をいう。

6 この規則において「連絡助成事業所」とは、法第二条第四項に規定する連絡助成事業を行う事業所をいう。

〔7・8 同上〕

(所管庁)

第二条 継続保護事業又は一時保護事業を営み、又は営もうとする者（連絡助成事業を併せ営み、又は営もうとする者を除く。）については、次に掲げるものを所管庁とし、このうち第一号に掲げるものを主たる所管庁とする。

一 〔同上〕

二 更生保護施設又は一時保護事業所の所在地を管轄する保護観察所の長

2 連絡助成事業を営み、又は営もうとする者（継続保護事業又は一時保護事業を併せ営み、又は営もうとする者を含む。）については、次に掲げるものを所管庁とし、このうち第一号又は第二号に掲げるものを主たる所管庁とする。

一 連絡助成事業の事業地域が一の保護観察所の管轄区域内である場合には、主たる事務所の所在地を管轄する保護観察所の長

二 連絡助成事業の事業地域が一の地方更生保護委員会（以下「地方委員会」という。）の管轄区域内における二以上の保護観察所の管轄区域にまたがる場合には、主たる事務所の所在地を管轄する地方委員会

三 継続保護事業又は一時保護事業を併せ営み、又は営もうとする者にあつては、その更生保護施設又は一時保護事業所の所在地を管轄する

の所在地を管轄する保護観察所の長

3 「略」

(会計の区分等)

第三条 「略」

2 更生保護事業に関する会計は、更生保護施設ごと、通所・訪問型保護事業所ごと及び地域連携・助成事業所ごとの区分を明らかにして経理しなければならない。公益事業及び収益事業に関する会計についても、同様とする。

3 「略」

(申請書等の提出)

第四条 「略」

「項を削る。」

「項を削る。」

2 前項の場合において、主たる所管庁が申請書等を受け取ったときは、当該申請書等は、その受け取った日において法務大臣又は受任地方委員会に提出されたものとみなす。

保護観察所の長

3 「同上」

(会計の区分等)

第三条 「同上」

2 更生保護事業に関する会計は、更生保護施設ごと、一時保護事業所ごと及び連絡助成事業所ごとの区分を明らかにして経理しなければならない。公益事業及び収益事業に関する会計についても、同様とする。

3 「同上」

(申請書等の提出)

第四条 「同上」

2 前項の規定により主たる所管庁を経由して申請書等を提出する場合は、これを法務大臣に提出する場合にあつては、主たる所管庁が保護観察所の長であるときは所管庁の数に一を加えた数、地方委員会であるときは所管庁の数、受任地方委員会に提出する場合にあつては、これらの数からそれぞれ一を減じた数の写しを添付しなければならない。

3 法務大臣又は受任地方委員会に対し同時に二以上の申請又は届出をする場合において、提出すべき申請書等の中に内容が同一である添付すべき書類があるときは、一の申請書又は届出書にこれを添付し、他の申請書又は届出書にはその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。

4 第一項の場合において、主たる所管庁が申請書等を受け取ったときは、当該申請書等は、その受け取った日において法務大臣又は受任地方委員会に提出されたものとみなす。

(公益事業及び収益事業)

第七条 「略」

2 法第六条第一項に規定する法務省令で定める公益事業は、次の各号に定める事業とする。

〔一・二 略〕

三 法第二条第二項各号に掲げる者の改善更生を助けるために、その者に対し、無料又は低額な料金で宿泊場所を供与する事業（宿泊型保護事業として行うものを除く。）

四 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律

第五十号）第百六条の二第一項又は少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第四十五条第一項の規定により外出又は外泊をする者に対し

、釈放後又は出院後の社会生活に係る相談に応じ、必要な助言その他の援助を行い、若しくは宿泊場所を供与し、又はその両方を行う事業

（設立の認可申請）

第八条 「略」

2 前項の申請書には、その設立しようとする更生保護法人に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。

〔一〇六 略〕

七 役員及び評議員の就任承諾書

〔八〇十 略〕

3 「略」

（定款の変更の届出）

第十二条 法第二十七条第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(公益事業及び収益事業)

第七条 「同上」

2 法第六条第一項に規定する法務省令で定める公益事業は、次の各号に定める事業とする。

〔一・二 同上〕

三 法第二条第二項各号に掲げる者の改善更生を助けるために、その者に対し、無料又は低額な料金で宿泊場所を供与する事業（継続保護事業として行うものを除く。）

〔号を加える。〕

（設立の認可申請）

第八条 「同上」

2 前項の申請書には、その設立しようとする更生保護法人に係る次に掲げる書類を添付しなければならない。

〔一〇六 同上〕

七 役員の就任承諾書及び履歴書並びに評議員の就任承諾書

〔八〇十 同上〕

3 「同上」

（定款の変更の届出）

第十二条 法第二十七条第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十一条第一項第三号に掲げる事項（変更前の定款に宿泊型保護事業を行う旨の記載がある場合において、新たに通所・訪問型保護事業を行う旨の記載を追加するときに限る。）

〔二〇四 略〕

2 「略」

（宿泊型保護事業の認可申請）

第二十二條 「略」

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 宿泊型保護事業の用に供する財産の様式第二号による財産目録及びその財産の権利の帰属を証する書類

二 宿泊型保護事業に係るその開始当初の会計年度及び翌会計年度の様式第三号による事業計画書及び収支予算書

三 宿泊型保護事業を営むことについての意思の決定を証する議事録の謄本その他の書類

四 宿泊型保護事業に従事する職員の様式第四号による名簿

〔五〇七 略〕

3 「略」

（処遇の基準等）

第二十三條 法第四十六條第一項第二号の更生保護施設の規模及び構造の基準、同項第三号の幹部職員の資格又は経験並びに法第四十九條の二第四号の更生保護施設における処遇の基準は、別に法務省令で定める。

（認可に係る事項等の変更の届出）

第二十五條 法第四十七條第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第十一条第一項第三号に掲げる事項（変更前の定款に継続保護事業を行う旨の記載がある場合において、新たに一時保護事業を行う旨の記載を追加するときに限る。）

〔二〇四 同上〕

2 「同上」

（継続保護事業の認可申請）

第二十二條 「同上」

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 継続保護事業の用に供する財産の様式第二号による財産目録及びその財産の権利の帰属を証する書類

二 継続保護事業に係るその開始当初の会計年度及び翌会計年度の様式第三号による事業計画書及び収支予算書

三 継続保護事業を営むことについての意思の決定を証する議事録の謄本その他の書類

四 継続保護事業に従事する職員の様式第四号による名簿

〔五〇七 同上〕

3 「同上」

（処遇の基準等）

第二十三條 法第四十六條第一項第二号の更生保護施設の規模及び構造の基準、同項第三号の幹部職員の資格又は経験並びに第四十九條の二第四号の更生保護施設における処遇の基準は、別に法務省令で定める。

（認可に係る事項等の変更の届出）

第二十五條 法第四十七條第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 「略」

二 法第四十五条第七号に掲げる事項（宿泊型保護事業の用に供する資産の単純な増加の場合に限る。）

2 「略」

（宿泊型保護事業の廃止の時期の承認申請）

第二十七条 「略」

2 「略」

（通所・訪問型保護事業及び地域連携・助成事業の届出）

第二十七条の二 法第四十七条の二の規定による届出をして通所・訪問型保護事業又は地域連携・助成事業を営もうとする者は、様式第十四号の二による届出書を法務大臣等に提出するものとする。

2 前項の届出書に添付する書類に関しては、第二十二条第二項（同項第四号及び第五号を除く。）を準用する。この場合において、同項中「宿泊型保護事業」とあるのは、「通所・訪問型保護事業又は地域連携・助成事業」と読み替えるものとする。

第二十七条の四 届出事業者は、事務所又は通所・訪問型保護事業所若しくは地域連携・助成事業所の所在地の表示に変更があったときは、遅滞なく様式第十六号の二による届出書を法務大臣等に提出しなければならない。更生保護法人以外の届出事業者の経営の責任者の住所の異動、改姓又は改名があったときも、同様とする。

2 「略」

（通所・訪問型保護事業及び地域連携・助成事業の廃止の届出）

第二十七条の五 「略」

2 「略」

一 「同上」

二 法第四十五条第七号に掲げる事項（継続保護事業の用に供する資産の単純な増加の場合に限る。）

2 「同上」

（継続保護事業の廃止の時期の承認申請）

第二十七条 「同上」

2 「同上」

（一時保護事業及び連絡助成事業の届出）

第二十七条の二 法第四十七条の二の規定による届出をして一時保護事業又は連絡助成事業を営もうとする者は、様式第十四号の二による届出書を法務大臣等に提出するものとする。

2 前項の届出書に添付する書類に関しては、第二十二条第二項（同項第四号及び第五号を除く。）を準用する。この場合において、同項中「継続保護事業」とあるのは、「一時保護事業又は連絡助成事業」と読み替えるものとする。

第二十七条の四 届出事業者は、事務所又は一時保護事業所若しくは連絡助成事業所の所在地の表示に変更があったときは、遅滞なく様式第十六号の二による届出書を法務大臣等に提出しなければならない。更生保護法人以外の届出事業者の経営の責任者の住所の異動、改姓又は改名があったときも、同様とする。

2 「同上」

（一時保護事業及び連絡助成事業の廃止の届出）

第二十七条の五 「同上」

2 「同上」

(事業成績等の報告)

第二十八条 法第五十一条(法第五十六条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告は、次に掲げる書類(届出事業者については、第三号に掲げる書類を除く。)を添付した様式第十八号による報告書を法務大臣に提出してするものとする。

「一・二 略」

三 宿泊型保護事業に従事する職員の様式第十九号による職員給与等一覧表

四 「略」

(帳簿の備付け等)

第二十九条 「略」

2 法第五十六条の二において法第五十二条を準用する場合には、前項に定めるほか、次の各号に掲げる方法によることができる。

一 通所・訪問型保護事業を営む者にあつては、前項第二号に定める帳簿につき、「通所・訪問型保護事業用(乙)」を用いることにより、同項第一号の帳簿を省略すること。

二 地域連携・助成事業を営む者にあつては、前項第一号から第三号までの帳簿を省略すること。

3 第一項の帳簿は、その処理が終わった会計年度の翌会計年度の終了まで、次の各号に掲げる事務所に当該各号に定めるものを備え付けなければならない。

一 「略」

二 更生保護施設及び通所・訪問型保護事業所の事務所 その施設又は事業所に係る第一項の帳簿(同項第四号イの帳簿を除く。)

(事業成績等の報告)

第二十八条 法第五十一条(法第五十六条の二第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告は、次に掲げる書類(届出事業者については、第三号に掲げる書類を除く。)を添付した様式第十八号による報告書を法務大臣に提出してするものとする。

「一・二 同上」

三 継続保護事業に従事する職員の様式第十九号による職員給与等一覧表

四 「同上」

(帳簿の備付け等)

第二十九条 「同上」

2 法第五十六条の二において法第五十二条を準用する場合には、前項に定めるほか、次の各号に掲げる方法によることができる。

一 一時保護事業を営む者にあつては、前項第二号に定める帳簿につき、「一時保護事業用(乙)」を用いることにより、同項第一号の帳簿を省略すること。

二 連絡助成事業を営む者にあつては、前項第一号から第三号までの帳簿を省略すること。

3 第一項の帳簿は、その処理が終わった会計年度の翌会計年度の終了まで、次の各号に掲げる事務所に当該各号に定めるものを備え付けなければならない。

一 「同上」

二 更生保護施設及び一時保護事業所の事務所 その施設又は事業所に係る第一項の帳簿(同項第四号イの帳簿を除く。)

<p>三 「略」</p> <p>4 「略」</p> <p>(寄附金の募集の許可申請)</p> <p>第三十条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 寄附金募集者が認可事業者又は届出事業者以外の者である場合は、第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 前号に規定する者以外の者にあつては、前項第二号に掲げる書類のほか、寄附金募集者の履歴書、<u>戸籍謄本又は戸籍抄本</u>及びその資産の状況を明らかにする書類</p> <p>4 「略」</p>	<p>三 「同上」</p> <p>4 「同上」</p> <p>(寄附金の募集の許可申請)</p> <p>第三十条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 寄附金募集者が認可事業者又は届出事業者以外の者である場合は、第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 前号に規定する者以外の者にあつては、前項第二号に掲げる書類のほか、寄附金募集者の履歴書、<u>戸籍謄本</u>及びその資産の状況を明らかにする書類</p> <p>4 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p> <p>様式第二号中「一時保護事業所」を「通所・訪問型保護事業所」に、「連絡助成事業所」に改める。</p> <p>様式第三号中「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に、「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」に、「連絡助成事業」を「地域連携・助成事業」に改める。</p> <p>様式第四号中「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に改める。</p>	

年 月 日

殿

（認可事業者・届出事業者の名称）

（代表者の役名及び氏名）

役員等異動届出書

次のとおり役員等に異動があったので、届け出ます。

異動年月日 異動事項	役名	氏名 生年月日	住所	職業	役職歴	備考
		年 月 日生				

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 届出書のあて名は、法務大臣（受任地方委員会がある場合は、受任地方委員会。）とすること。
- 3 「異動事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所の異動、改姓又は改名の別を記載すること。任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すれば足りる。
- 4 「役名」の欄には、理事長、常務理事、理事、監事、評議員等の別を記載すること。
- 5 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。
- 6 「役職歴」の欄には、新任の役員等についてのみ、経験した主な役職名を記載すること。
- 7 更生保護法人にあつては、新たに就任した役員について、その配偶者又は三親等内の親族が他の役員のうちに含まれる場合には、その役員の氏名及び親族関係を「備考」の欄に記載すること。

様式第八号を次のように改める。

年度事業成績書

（認可事業者・届出事業者の名称）

1 更生保護事業

(1) 宿泊型保護事業

ア 宿泊の供与をした被保護者の実人員とその内容

区分	保護の種別	保護観察所の長の委託に基づく保護（委託保護）			被保護者からの申出に基づく保護（任意保護）	合計
		補導援護・救護	更生緊急保護	小計		
前年度からの継続 (A)						
当年度開始	入所 (B)					
	種別異動 (C)					
当年度終結	退所 (D)					
	種別異動 (E)					
翌年度へ継続 (A+B+C-D-E)						
実人員 (A+B+C)						
種別異動を除く実人員 (A+B)						

イ 宿泊の供与及び食事の給与をした延人員

区分	保護の種別	保護観察所の長の委託に基づく保護（委託保護）			被保護者からの申出に基づく保護（任意保護）	合計
		補導援護・救護	更生緊急保護	小計		
宿泊供与延人員						
食事給与延人員						

様式第九号を次のように改める。

ウ 退所者の保護の期間その他の状況

保護の期間(人)	退所理由(人)	退所先(人)	退所時の職業(人)
5日未満	円満退所	親族	専門的・技術的職業従事者
10日 "	勧告退所	知人・友人	管理的職業従事者
20日 "	無断退所	下宿・借家等	事務従事者
1月 "	事故退所	就業先	販売従事者
2月 "	その他	社会福祉施設	サービス職業従事者
3月 "	/	その他	保安職業従事者
6月 "		不詳	農林・漁業作業者
1年 "		/	運輸・通信従事者
2年 "			技能工、採掘・製造・建設作業者及び労務作業者
3年 "			無職者
3年以上		不詳	
計		計	計

(2) 通所・訪問型保護事業

ア 保護を行った被保護者の実人員

被保護者の種別	補導援護・救護の対象者	更生緊急保護の対象者	その他の者	合計
区分				
実人員				

イ 保護の内容

被保護者の種別	補導援護・救護の対象者	更生緊急保護の対象者	その他の者	合計
区分				
帰住の援助				
医療の援助				
就職の援助				
金品の	( )	( )	( )	( )
給与又は貸与	( )	( )	( )	( )
その他	( )	( )	( )	( )
生活相談				
特定補導				
その他				

(3) 集団処遇の実施状況

(4) 地域連携・助成事業

ア 地域における連絡協力体制の整備

イ 地域住民の参加の促進

ウ 人材の確保・養成・研修

エ 啓発・連絡・調整・助成

## 2 公益事業

- (1) 事業の実施結果に関する事項
- (2) その他の事項

## 3 収益事業

- (1) 事業の実施結果に関する事項
- (2) その他の事項

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 1の(1)のアの「当年度開始」の欄の「種別異動(C)」の欄には、保護実施中に保護の種別が変更して当該種別に該当することになった者の数を、「当年度終結」の「種別異動(E)」の欄には、該当しなくなった者の数を、それぞれ記載すること。
- 3 1の(1)のイの「宿泊供与延人員」及び「食事給与延人員」の欄には、それぞれ1人1日分を延1人として記載すること。
- 4 1の(2)のイには、同一の被保護者に複数の保護を実施した場合には、各該当欄にそれぞれ1名分として記載すること。就職の援助等について、特定補導として実施した場合には、「特定補導」の欄に記載すること。「金品の給与又は貸与」の欄の各欄の括弧内には、貸与した者の数を内数として記載すること。
- 5 1の(3)には、当該年度内に実施した集団処遇について、その種類（酒害教育、薬害教育等）ごとに回数及び参加延べ人員を記載すること。
- 6 公益事業のうち少年法第25条第2項第3号の規定による補導委託については、2の欄の記載に代えて次のとおり記載することができる。
  - (1) 1の(1)のア及びイの区分の各欄について、それぞれ合計を欄外に枠を設けて記載すること。
  - (2) 1の(1)のウにおいて同様の表を用いて「(家庭裁判所からの補導委託)」の表題を付して本表の次に別記すること。

様式第九号の二（第十四条関係）

年 月 日

（更生保護法人の名称） 殿

請求者（住所）  
（連絡先）  
（メールアドレス）  
（氏名）

閲覧請求書

更生保護事業法第29条第3項の規定により、貴法人に係る下記の書類の閲覧を請求します。

記

1 閲覧を請求する書類（請求する文書の番号に○印を付してください。）

- (1) 事業成績書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書
- (5) 損益計算書（当該法人が収益事業を行っている場合に限る。）

2 閲覧の目的

\*以下には記入しないでください。

処理 状況		担当 者名	
----------	--	----------	--

(注) 「連絡先」欄には、自宅、勤務先等の電話番号等を記載すること。

様式第十四号中「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に改める。

様式第十四号の二中「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」に、「連絡助成事業」を「地域連携・助成事業」に、「一時保護事業所」を「通所・訪問型保護事業所」に、「連絡助成事業所」を「地域連携・助成事業所」に改める。

様式第十七号中「継続保護事業」を「宿泊型保護事業」に改める。

様式第十七号の二中「一時保護事業」を「通所・訪問型保護事業」に、「連絡助成事業」を「地域連携・助成事業」に改める。

年度 職員給与等一覧表

(認可事業者の名称)

職名	氏名		就職年月日	俸給等支給額	勤務日数			休暇日数	常勤・非常勤の別	退職年月日	退職給与支給額
	生年月日	姓			通常	宿直	日直				
	年	月	日生								
合計				円							円

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 当該年度中に勤務したすべての職員について記載すること。
- 3 「職名」の欄には、施設長、補導主任、補導員、福祉職員、薬物専門職員、訪問支援職員、調理員又は週休代替職員の別を記載すること。いずれにも該当しない場合には、職名を具体的に記載すること。
- 4 「俸給等支給額」及び「退職給与支給額」の欄には、更生保護事業会計から支出された俸給等又は退職給与のほか、公益事業会計又は収益事業会計から支出された俸給等又は退職給与がある場合には、それらについても会計の区分を明らかにして記載すること。
- 5 「勤務日数」の欄のうち、「通常」の欄には平日昼間に勤務した日数を、「宿直」の欄には平日又は休日の夜間に勤務した日数を、「日直」の欄には休日の昼間に勤務した日数を、それぞれ記載すること。
- 6 「常勤・非常勤の別」の欄には、年度末現在の状況について記載するものとし、年度中に常勤及び非常勤の間の異動があった場合には、異動の内容と日付を付記すること。
- 7 「退職年月日」及び「退職給与支給額」の欄は、当該年度中に退職した職員について記載すること。

様式第十九号を次のように改める。

様式第二十号（第二十九条関係）  
（宿泊型保護事業用）

保 護 簿

様式第二十号を次のように改める。

(ふりがな) 氏 名 生年月日		年 月 日 生 男・女					
種 別	委託 保護	補導援護・ 救 護	(1)保護観察処分少年 (2)少年院仮退院者 (3)仮釈放者 (4)保護観察付執行猶予者 (5)婦人補導院仮退院者 (6)刑執行停止中の者			保護観察 期 間	. . . ~ . . .
		更生 緊急 保護	(一)刑執行終了 (二)刑執行免除 (三)刑執行猶予確定前 (四)刑執行猶予確定後 (五)起訴猶予・処分保留 (六)罰金又は科料 (七)労役場出場・仮出場 (八)少年院退院・仮退院 (九)補導処分執行終了 (十)実刑部分執行終了			法定期間 更生保護法第85条 第4項ただし書適 用の有無	. . . ~ . . .  有 ・ 無
	任意保護	(7)保護観察終了 (イ)法定期間満了 (ウ)その他			種別異動状況	有 ・ 無	
	入所年月日	. . . .			退所年月日	. . . .	
保 護 の 状 況	委 託 保 護					任意保護 の 状 況	特 記 事 項
	受託等 年月日	補導援護 (一般)	食事付 宿 泊	宿 泊	委 託 保 護 終 了 予 定 日		
保 護 の 実 施 結 果	食 事 の 給 与 日 数			宿 泊 の 供 与 日 数			そ の 他 の 保 護
	補導援護・ 救 護	更生緊 急保護	任意 保護	補導援護・ 救 護	更生緊 急保護	任意 保護	
退 所 時 の 状 況	退所理由	(1)円満退所 (2)勧告退所 (3)無断退所 (4)事故退所 (5)その他				遺留金品	有 ・ 無
	退所先	(1)親族 (2)知人・友人 (3)下宿・借家等 (4)就業先 (5)社会福祉施設 (6)その他 (7)不詳					
	退所時の 職 業	(1)専門的・技術的職業従事者 (2)管理的職業従事者 (3)事務従事者 (4)販売従事者 (5)サービス職業従事者 (6)保安職業従事者 (7)農林・漁業作業者 (8)運輸・通信従事者 (9)技能工・採掘・製造・建設作業者及び労務作業者 (10)無職者 (11)不詳					
退 所 後 の 状 況	訪問支援・ フォローアップ の実施状況	受託等年月日	委託保護終了予定日	区 分	備 考		
				(1)生活相談 (2)特定補導			



(通所・訪問型保護事業用)

保 護 簿

(ふりがな) 氏 名 生年月日		年 月 日生 男・女											
種 別	補 導 援 護 ・ 救 護	(1)保護観察処分少年 (2)少年院仮退院者 (3)仮釈放者 (4)保護観察付執行猶予者 (5)婦人補導院仮退院者 (6)刑執行猶予中の者											
	更 生 緊 急 保 護	(-)刑執行終了 (二)刑執行免除 (三)刑執行猶予確定前 (四)刑執行猶予確定後 (五)起訴猶予・処分保留 (六)罰金又は科料 (七)労役場出場・仮出場 (八)少年院退院・仮退院 (九)補導処分執行終了 (十)実刑部分執行終了											
	そ の 他	(ア)保護観察終了 (イ)法定期間満了											
保護実施日 又は委託期間	区 分	帰住の 援 助	医療の 援 助	就職の 援 助	金品の給与			金品の貸与			生 活 相 談	特 定 補 導	そ の 他
					帰住 旅費	食事費	その他	帰住 旅費	食事費	その他			
備 考													

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「種別」の欄は、該当する種別の記号を○印で囲むこと。懲役又は禁錮の刑につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかった場合であって、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の執行を終わったとき（その執行終了時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があり、その刑の執行を終わったときを含む。）は、「(十)実刑部分執行終了」とすること。
- 3 宿泊型保護事業用の「保護の状況」の欄の「委託保護」の欄のうち、「補導援護（一般）」、「食事付宿泊」及び「宿泊」の欄には保護観察所の長から委託を受けた日数を、「委託保護終了予定日」の欄には当該委託の終了予定日を、それぞれ記載すること。
- 4 職業訓練の委託を受けた場合には、「特記事項」の欄に職業訓練委託書に基づき「補導援護（職業訓練）日間（ . . . ～ . . . ）」と記載すること。
- 5 宿泊型保護事業用の「保護の実施結果」の欄の「食事の給与日数」及び「宿泊の供与日数」の欄には、被保護者の退所時に、保護を実施した日数を記載すること。
- 6 宿泊型保護事業用の「退所後の状況」の欄は、宿泊型保護事業の対象者から通所・訪問型保護事業の対象者に移行した場合に記載すること。この場合、通所・訪問型保護事業用の保護簿の作成は不要である。なお、法定期間が満了している対象者に通所・訪問型保護事業を実施した場合は、その旨備考に記載すること。
- 7 通所・訪問型保護事業用の「区分」の欄には、実施した保護の該当欄に○印を記載すること。
- 8 宿泊型保護事業用及び通所・訪問型保護事業用の「備考」の欄には、委託を受けたが実施できなかった場合等、保護の実施上特記すべき事項その他参考となる事項を記載すること。
- 9 保護簿には、保護観察所の長からの委託の通知その他関係書類を併せて綴ること。

金品給貸与簿

年月日	種別	氏名 生年月日	金員			物品			
			給与額	貸与額	返還額	品目	給与数	貸与数	返還数
	( )	年 月 日生							

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「種別」の欄には、次のとおり種別の番号を記載すること。
  - (1) 保護観察処分少年 (2) 少年院仮退院者 (3) 仮釈放者 (4) 保護観察付執行猶予者
  - (5) 婦人補導院仮退院者 (6) 刑執行停止中の者
  - (一) 刑執行終了 (二) 刑執行免除 (三) 刑執行猶予確定前 (四) 刑執行猶予確定後
  - (五) 起訴猶予・処分保留 (六) 罰金又は科料 (七) 労役場出場・仮出場
  - (八) 少年院退院・仮退院 (九) 補導処分執行終了 (十) 実刑部分執行終了 (※)
  - (ア) 保護観察終了 (イ) 法定期間満了

(※) 「(十) 実刑部分執行終了」は、懲役又は禁錮の刑につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかった場合であって、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の執行を終わったとき（その執行終了時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があり、その刑の執行を終わったときを含む。）をいう。
- 3 貸与した金員又は物品の返還があったときは、その日付及び金額又は数量を当該貸与した日の「返還額」又は「返還数」の欄に記載すること。

様式第二十一号を次のように改める。

様式第二十二号（第二十九条関係）

被保護者名簿

（宿泊型保護事業用）

種別	氏名 生年月日	委託		任意		備考
		保護開始 年月日	保護終了 年月日	保護開始 年月日	保護終了 年月日	
( )	年 月 日生					

（通所・訪問型保護事業用（甲））

種別	氏名 生年月日	保護開始 年月日	保護の内容	備考
( )	年 月 日生			

（通所・訪問型保護事業用（乙））

種別	氏名 生年月日	保護開始 年月日	保護の内容	備考
( )	年 月 日生		1 金品給与 帰住旅費 ( ) 食事費 ( ) その他 ( ) 2 ( )	

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「種別」の欄には、次のとおり種別の番号を記載すること。
  - (1) 保護観察処分少年 (2) 少年院仮退院者 (3) 仮釈放者 (4) 保護観察付執行猶予者
  - (5) 婦人補導院仮退院者 (6) 刑執行停止中の者
  - (一) 刑執行終了 (二) 刑執行免除 (三) 刑執行猶予確定前 (四) 刑執行猶予確定後
  - (五) 起訴猶予・処分保留 (六) 罰金又は科料 (七) 労役場出場・仮出場
  - (八) 少年院退院・仮退院 (九) 補導処分執行終了 (十) 実刑部分執行終了 (※)
  - (7) 保護観察終了 (イ) 法定期間満了

(※) 「(十)実刑部分執行終了」は、懲役又は禁錮の刑につき刑の一部の執行猶予の言渡しを受け、その猶予の期間中保護観察に付されなかった場合であって、その刑のうち執行が猶予されなかった部分の執行を終わったとき（その執行終了時に他に執行すべき懲役又は禁錮の刑があり、その刑の執行を終わったときを含む。）をいう。
- 3 通所・訪問型保護事業用（乙）の記入に当たっては、次の事項に留意すること。
  - (1) 「保護の内容」の欄には、金品給与の場合には区分に応じて括弧内に給与した額を記入し、金品給与以外の場合には「2」にその内容を記載する。
  - (2) 「備考」の欄には保護の実施上特記すべき事項を記載するとともに、貸与した金品の返還があったときは、その日付、金額又は数量を記載する。

氏名	
生年月日	年 月 日生

年月日	金 員				物 品						
	保 管		返 還		残 額	品 目	保 管		返 還		残数量
	金 額	取扱者	金 額	本人			数量	取扱者	数量	本人	

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

取扱者及び本人欄には署名等をする事。

様式第二十三号を次のように改める。

様式第二十四号（第二十九条関係）

寄附金収納簿

年月日	寄附者氏名 (又は団体名)	住 所	寄 附 金 品				寄附の目的
			金 額	品 目	数 量	価 格	

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「寄附金品」の欄については、金員の寄附を受けたときは「金額」の欄に、物件等の寄附を受けたときは、「品名」、「数量」及び「価格」（市価とすること。）の各欄に記載すること。

様式第二十四号を次のように改める。

（表面）

更生保護事業寄附金募集従事証			第 号
			寄附金募集者 寄附金募集従事者 氏 名
有効期間	年 月 日から		
	年 月 日まで		
募集区域	年 月 日交付		
（発 行 者）			

（裏面）

（注意事項）

- 1 募集の際は、常に携帯すること。
- 2 関係人から要求があったときは、提示すること。
- 3 他人名義のものを使用しないこと。
- 4 指定の募集区域外において募集に従事しないこと。
- 5 次の場合には、直ちに返還すること。  
ア 有効期間が満了したとき。  
イ 募集を完了したとき。  
ウ 募集を中止したとき。

（備考）

用紙の大きさは、縦5.4センチメートル、横8.6センチメートルとする。

様式第二十六号を次のように改める。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）附則第一項第二号に掲げる規定の施行の日（令和五年十二月一日）から施行する。

(経過措置)

2 この省令で定める様式の記入については、この省令の施行前に行われた継続保護事業を宿泊型保護事業と、一時保護事業を通所・訪問型保護事業と、連絡助成事業を地域連携・助成事業とそれぞれみなす。